

生産緑地の申請をしている都市農家に対する相続税の負担軽減を図るべく、
納税猶予措置適用の拡大の検討を求める意見書提出について

上記に関し、別紙により意見書を提出するものとする。

令和5年11月28日提出

提出者	小平市議会議員	山田大輔
	小平市議会議員	川里富美
	小平市議会議員	伊藤央
	小平市議会議員	外山まなみ
	小平市議会議員	中倉茂和
	小平市議会議員	橋本孝二
	小平市議会議員	水口かずえ

(別紙)

生産緑地の申請をしている都市農家に対する相続税の負担軽減を図るべく、
納税猶予措置適用の拡大の検討を求める意見書

都市農地の景観は市民生活に潤いを与えるとともに、取れたてで旬の新鮮野菜や果実は直売店等で供給されています。小平市立小学校全19校区全てで学童農園が開かれ、令和2年度の学校給食地場産野菜納入率は市立小・中学校ともに30%を超えるなど、農地及びそこから生み出される農作物は児童・生徒の食育に大きな役割を果たしています。

農地は防災面に目を向けたとき、防災協力農地として協力いただいているところにおいては、震災時の一時緊急的に避難する場所として市民の命を守る場所となり、また、大半が農家の敷地の中にある震災対策用井戸は、有事の際には私達の生活用水を支える一助となります。また、農地は集中豪雨の際には雨水を吸収する機能を持ち、インフラへの負担を軽減してくれるといわれております。

しかし、小平市の特定生産緑地は年々減少しており、平成5年に特定生産緑地に分類された農地237.4ヘクタールは、令和2年までの約30年間で161.5ヘクタールへとおよそ31.9%減少し、これは多摩26市において減少率が5番目と高い状況です。相続税を農業からの収入だけでは納税できないことが、農地減少の大きな要因と考えられます。小平市の農業経営体の76.6%は、農産物の売上げが300万円未満という状況です。都市農家の中には収入を得るためマンションやアパートなど不動産を所有している方もいらっしゃいますが、いざ相続が発生した際には生活の糧であるマンションやアパートを売却するわけにはいかないために、やむを得ず農地を売却している現状があります。

都市の貴重な生産緑地は、営農することを条件に、固定資産税の評価額を低く抑えられ、相続税の納税猶予などを受けることができますが、不動産及び自宅内の収穫物の集出荷施設、農機具倉庫、直売所、トイレ、屋敷林等は、納税猶予の対象とはならず相続税の課税対象であるため、農家は農地を売らざるを得なくなっています。

よって小平市議会は、都市部の農地を守るべく、国会及び関係行政庁に対し、次の事項を求めます。

- 1 生産緑地の申請をしている都市農家に対する相続税の負担軽減を図るべく、納税猶予措置適用の拡大を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

財務大臣

農林水産大臣